

1 免許状の取得方法について

(1) 大学卒業等により免許状を取得する方法

文部科学大臣の課程認定を受けた大学等で基礎資格及び所要単位（文部科学大臣の課程認定を受けたもの）を修得して免許状を取得する方法です。

(免許法第5条別表第1)

① 幼稚園教諭の普通免許状の取得（別表第1）

免許状の種類			専修	一種	二種	
基礎資格（有することを必要とする学位）			修士	学士	短期大学士	
最低修得単位数	第二欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	16	16	12
			保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	6
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）					
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	4	4
			幼児理解の理論及び方法			
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5	
		教職実践演習	2	2	2	
第六欄	大学が独自に設定する科目		38	14	2	
合計			75	51	31	

【施行規則第66条の6に規定する科目の単位】

日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位を、大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする。

【基礎資格】

- 1 「修士の学位を有すること」に含むもの
 - (1) 専門職大学院の課程を修了し文部科学大臣の定める学位を有する場合
 - (2) 大学（短期大学を除く。）の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合
- 2 「学士の学位を有すること」に含むもの
 - (1) 専門職大学を卒業し文部科学大臣の定める学位を有する場合
 - (2) 文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合
- 3 「短期大学士の学位を有すること」に含むもの
 - (1) 専門職短期大学を卒業若しくは専門職大学の前期課程を修了し文部科学大臣の定める学位を有する場合
 - (2) 文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合
 - (3) 文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合

【最低修得単位数】

- 1 文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（認定課程）において修得したものである。
- 2 『領域に関する専門的事項』
 - (1) 健康、人間関係、環境、言語及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。
 - (2) 平成31年4月1日より前に幼稚園教諭の課程として認定された課程に、平成34年度までに入学し引き続き在学した者については、小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する専門的事項に関する科目のうち、1以上の科目について修得することにより、『領域に関する専門的事項』の単位を修得したものとみなすことができる。
- 3 『教育実習』
 - (1) 教育実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含むものとする。
 - (2) 学校体験活動の単位を2単位まで含むことができる。
 - (3) 幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部及び小学部を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、『保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）』又は『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』若しくは『教育実践に関する科目』（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。
- 4 『大学が独自に設定する科目』
 - (1) 専修免許状
 - ・ 『領域に関する専門的事項』、『保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』又は『教育実践に関する科目』を修得するものとする。
 - ・ 専修免許状に係る『大学が独自に設定する科目』のうち24単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。
 - (2) 一種免許状又は二種免許状
 - 『領域に関する専門的事項』、『保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』、『教育実践に関する科目』又は大学が加えるこれらに準ずる科目を修得するものとする。

【単位流用】

- 1 『教育の基礎的理解に関する科目』にあつては8単位（二種免許状の場合は6単位）まで、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』にあつては2単位まで、『教育実習』にあつては3単位まで、『教職実践演習』にあつては2単位まで、**小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。**ただし、『教育実習』の単位数に学校体験活動（2単位）を含む場合には、『教育実習』に、それぞれの科目の単位をもってあてることができない。

免許状の種類			専修・一種	流用	二種	流用	
最低修得単位数	第二欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	1 6		1 2	
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	1 0	一種免の単位を流用 8 二種免の単位を流用 6	6	6
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 幼児理解の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4	2	4	2
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習 教職実践演習	5 2	3 2	5 2	3 2
	第六欄	大学が独自に設定する科目		専修 3 8 一種 1 4		2	
	合計			専修 7 5 一種 5 1	一種免の単位流用 1 5 二種免の単位流用 1 3	3 1	1 3

- 2 『教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）』並びに『教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）』の単位のうち、2単位（二種免許状の場合は1単位）までは、**小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合**の単位をもってあてることができる。
- 3 『保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）』のうち、半数までは、**小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合**の『各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）』又は『特別活動の指導法』の単位をもってあてることができる。

②小学校教諭の普通免許状（別表第1）

免許状の種類			専修	一種	二種	
基礎資格（有することを必要とする学位）			修士	学士	短期大学士	
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	30	30	16
			各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	6
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）					
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	10	6
			総合的な学習の時間の指導法			
特別活動の指導法						
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）						
生徒指導の理論及び方法						
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5	
		教職実践演習	2	2	2	
第六欄	大学が独自に設定する科目	26	2	2		
合計			83	59	37	

【施行規則第66条の6に規定する科目の単位】

日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位を、大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする。

【介護等体験】

別表第1により小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合は、7日間の介護等の体験が必要である。

【基礎資格】

- 1 「修士の学位を有すること」に含むもの
 - (1) 専門職大学院の課程を修了し文部科学大臣の定める学位を有する場合
 - (2) 大学（短期大学を除く。）の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合
- 2 「学士の学位を有すること」に含むもの
 - (1) 専門職大学を卒業し文部科学大臣の定める学位を有する場合
 - (2) 文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合
- 3 「短期大学士の学位を有すること」に含むもの
 - (1) 専門職短期大学を卒業若しくは専門職大学の前期課程を修了し文部科学大臣の定める学位を有する場合
 - (2) 文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合
 - (3) 文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合

【最低修得単位数】

- 1 文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（認定課程）において修得するものとする。
- 2 『教科に関する専門的事項』
国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（このページにおいて、以下「国語等」という。）の教科に関する専門的事項のうち、1以上の科目について修得するものとする。
- 3 『各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）』
国語等の教科の指導法について、専修免許状又は一種免許状の場合は、それぞれ1単位以上を、二種免許状の場合は、6以上の教科の指導法（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち2以上を含む。）について、それぞれ1単位を修得するものとする。
- 4 『道徳の理論及び指導法』
2単位（二種免許状の場合は1単位）以上を修得するものとする。
- 5 『教育実習』
 - (1) 教育実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含むものとする。
 - (2) 学校体験活動の単位を2単位まで含むことができる。
 - (3) 幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部及び小学部を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、『各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）』又は『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』若しくは『教育実践に関する科目』（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。
- 6 『大学が独自に設定する科目』
 - (1) 専修免許状
 - ・ 『大学が独自に設定する科目』のうち24単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。
 - ・ 『教科に関する専門的事項』、『各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』又は『教育実践に関する科目』を修得するものとする。
 - (2) 一種免許状・二種免許状
『教科に関する専門的事項』、『各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）』、『教育の基礎的理解

に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』、『教育実践に関する科目』又は大学が加えるこれらに準ずる科目を修得するものとする。

【単位流用】

免許状の種類			専修・一種	流用	二種	流用	
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	30		16	
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	一種免の単位を流用 8 二種免の単位を流用 6	6	6
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	2	6	2
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習 教職実践演習	5 2	3 2	5 2	3 2
	第六欄	大学が独自に設定する科目	専修26 一種2			2	
	合計			専修83 一種59	一種免の単位流用15 二種免の単位流用13	37	13

- 1 『教育の基礎的理解に関する科目』にあつては8単位（二種免許状の場合は6単位）まで、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』にあつては2単位まで、『教育実習』にあつては3単位まで、『教職実践演習』にあつては2単位まで、**幼稚園、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合**のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。ただし、『教育実習』の単位数に学校体験活動（2単位）を含む場合には、『教育実習』に、それぞれの科目の単位をもってあてることができない。
- 2 『教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）』並びに『教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）』の単位のうち、2単位（二種免許状の場合は1単位）までは、**幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合**の単位をもってあてることができる。
- 3 『各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）』のうち生活の教科の指導法に関する科目の単位にあつては2単位まで、『特別活動の指導法に関する科目』にあつては1単位まで、**幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合**の『保育内容の指導法』の単位をもってあてることができる。

③中学校教諭の普通免許状（別表第1）

免許状の種類			専修	一種	二種	
基礎資格（有することを必要とする学位）			修士	学士	短期大学士	
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	28	12
			各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	6
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）					
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	10	6
			総合的な学習の時間の指導法			
特別活動の指導法						
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）						
生徒指導の理論及び方法						
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5	
		教職実践演習	2	2	2	
第六欄	大学が独自に設定する科目	28	4	4		
合計			83	59	35	

【施行規則第66条の6に規定する科目の単位】

日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位を、大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする。

【介護等体験】

別表第1により中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合は、7日間の介護等の体験が必要である。

【基礎資格】

- 1 「修士の学位を有すること」
 - (1) 専門職大学院の課程を修了し文部科学大臣の定める学位を有する場合
 - (2) 大学（短期大学を除く。）の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合
- 2 「学士の学位を有すること」
 - (1) 専門職大学を卒業し文部科学大臣の定める学位を有する場合
 - (2) 文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合
- 3 「短期大学士の学位を有すること」
 - (1) 専門職短期大学を卒業若しくは専門職大学の前期課程を修了し文部科学大臣の定める学位を有する場合
 - (2) 文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合
 - (3) 文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合

【最低修得単位数】

- 1 文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために相当と認める課程（認定課程）において修得するものとする。
- 2 『教科に関する専門的事項』
 - 1 3ページの免許教科の種類に応じた科目について、それぞれ1単位以上を修得するものとする。
- 3 『各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）』

受けようとする免許教科について修得するものとし、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては8単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位以上を修得するものとする。
- 4 『道徳の理論及び指導法』

2単位（二種免許状の場合は1単位）以上を修得するものとする。
- 5 『教育実習』
 - (1) 教育実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含むものとする。
 - (2) 学校体験活動の単位を2単位まで含むことができる。
 - (3) 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、『各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）』又は『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』若しくは『教育実践に関する科目』（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。
- 6 『大学が独自に設定する科目』
 - (1) 専修免許状
 - ・ 『教科に関する専門的事項』、『各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）』、『教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』又は『教育実践に関する科目』を修得するものとする。
 - ・ 24単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。
 - (2) 一種免許状又は二種免許状
 - 『教科に関する専門的事項』、『各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）』、『教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』、『教育実践に関する科目』又は大学が加えるこれらに準ずる科目を修得するものとする。

【免許法施行規則第4条表備考9（音楽及び美術の免許状について）】

音楽及び美術の各教科の免許状については、当分の間、『各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』及び『教育実践に関する科目』の単位数のうち半数までは、『教科に関する専門的事項』の単位をあてることができる。ただし、『各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）』は1単位以上、『教育の基礎的理解に関する科目』は6単位（二種免許状の場合は3単位）以上、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』は6単位（二種免許状の場合は4単位）以上、『教育実習』は3単位以上を修得するものとする。

【単位流用】

『教育の基礎的理解に関する科目』にあつては8単位（二種免許状の場合は6単位）まで、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』にあつては2単位まで、『教育実習』にあつては3単位まで、『教職実践演習』にあつては2単位まで、幼稚園、小学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。ただし、『教育実習』の単位数に学校体験活動（2単位）を含む場合には、『教育実習』に、それぞれの科目の単位をもってあてることができない。

免許状の種類			専修・一種	流用	二種	流用	
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	2 8		1 2	
			各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）				
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	1 0	一種免の単位を流用 8	6	6
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）				
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）				
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）						
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	1 0	2	6	2
			総合的な学習の時間の指導法				
特別活動の指導法							
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）							
生徒指導の理論及び方法							
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法							
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法							
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	3	5	3	
		教職実践演習	2	2	2	2	
第六欄	大学が独自に設定する科目	専修 2 8 一種 4		4			
合計			専修 8 3 一種 5 9	一種免の単位流用 1 5 二種免の単位流用 1 3	3 5	1 3	

中学校の教科に関する科目

教科	教科に関する専門的事項	教科	教科に関する専門的事項
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	保健	生理学・栄養学
	国文学(国文学史を含む。)		衛生学・公衆衛生学
	漢文学		学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
	書道(書写を中心とする。)		
社会	日本史・外国史	技術	木材加工(製図及び実習を含む。)
	地理学(地誌を含む。)		金属加工(製図及び実習を含む。)
	「法律学、政治学」		機械(実習を含む。)
	「社会学、経済学」		電気(実習を含む。)
	「哲学、倫理学、宗教学」		栽培(実習を含む。)
数学	代数学		情報とコンピュータ(実習を含む。)
	幾何学	家庭	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)
	解析学		被服学(被服製作実習を含む。)
	「確率論、統計学」		食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)
	コンピュータ		住居学
	保育学(実習を含む。)		
理科	物理学	職業	産業概説
	物理学実験(コンピュータ活用を含む。)		職業指導
	化学		「農業、工業、商業、水産」
	化学実験(コンピュータ活用を含む。)	職業指導	「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
	生物学		職業指導
	生物学実験(コンピュータ活用を含む。)		職業指導の技術
	地学		職業指導の運営管理
地学実験(コンピュータ活用を含む。)			
音楽	ソルフェージュ	英語	英語学
	声乐(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)		英語文学
	器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)		英語コミュニケーション
	指揮法		異文化理解
	音楽理論・作曲法(編曲法を含む。) ・音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	宗教	宗教学
美術	絵画(映像メディア表現を含む。)		宗教史
	彫刻		「教理学、哲学」
	デザイン(映像メディア表現を含む。)	備考	
	工芸	1 教科に関する専門的事項は、 一般的包括的内容を含むものでなければならない。	
	美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	2 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。	
保健 体育	体育実技	3 「」内に示された事項は、当該事項の中から1以上について単位を修得すること。	
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	なお、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち2以上の科目(商船をもって水産と読み替えることができる。)についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。	
	生理学(運動生理学を含む。)		
	衛生学・公衆衛生学		
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)		

④高等学校教諭の普通免許状（別表第1）

免許状の種類			専修	一種	
基礎資格（有することを必要とする学位）			修士	学士	
最低修得単位数	第二欄	教科及び各教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	24	24
			各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）				
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8	8
			特別活動の指導法		
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
			生徒指導の理論及び方法		
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	3	3	
		教職実践演習	2	2	
第六欄	大学が独自に設定する科目	36	12		
合計			83	59	

【施行規則第66条の6に規定する科目の単位】

日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位を、大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする。

【基礎資格】

- 1 「修士の学位を有すること」に含むもの
 - (1) 専門職大学院の課程を修了し文部科学大臣の定める学位を有する場合
 - (2) 大学（短期大学を除く。）の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合
- 2 「学士の学位を有すること」に含むもの
 - (1) 専門職大学を卒業し文部科学大臣の定める学位を有する場合
 - (2) 文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合
- 3 「短期大学士の学位を有すること」に含むもの
 - (1) 専門職短期大学を卒業若しくは専門職大学の前期課程を修了し文部科学大臣の定める学位を有する場合
 - (2) 文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合
 - (3) 文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合

【最低修得単位数】

- 1 文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（認定課程）において修得するものとする。
- 2 『教科に関する専門的事項』
 - 18、19ページからの免許教科の種類に応じた科目について、それぞれ1単位以上を修得するものとする。
- 3 『各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）』
受けようとする免許教科について修得するものとし、4単位以上を修得するものとする。
- 4 『教育実習』
 - (1) 教育実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含むものとする。
 - (2) 学校体験活動の単位を1単位まで含むことができる。
 - (3) 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、『各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）』又は『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』若しくは『教育実践に関する科目』（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。
- 5 『大学が独自に設定する科目』
 - (1) 専修免許状を取得する場合
 - ・ 専修免許状に係る『大学が独自に設定する科目』のうち24単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。
 - ・ 『教科に関する専門的事項』、『各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』又は『教育実践に関する科目』を修得するものとする。
 - (2) 一種免許状を取得する場合
『教科に関する専門的事項』、『各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）』又は『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』、『教育実践に関する科目』又は大学が加えるこれらに準ずる科目を修得するものとする。

【免許法施行規則第5条表備考5号】

数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科の免許状については、当分の間、『各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』及び『教育実践に関する科目』の単位数のうち半数までは、『教科に関する専門的事項』の単位をあてることができる。ただし、『各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）』は1単位以上、『教育の基礎的理解に関する科目』は4単位以上、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』は5単位以上、『教育実習』は2単位以上を修得するものとする。

【免許法施行規則第5条表備考6号】

工業の普通免許状については、当分の間、『教科に関する専門的事項』以外の全部又は一部の単位は、『教科に関する専門的事項』の単位の修得をもって替えることができる。

【単位流用】

『教育の基礎的理解に関する科目』にあつては8単位まで、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』、『教育実習』並びに『教職実践演習』にあつてはそれぞれ2単位まで、**幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合**のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。ただし、『教育実習』の単位数に学校体験活動（1単位）を含む場合には、『教育実習』に、それぞれの科目の単位をもってあてることができない。

免許状の種類			専修・一種	流用	
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	2 4	
		第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）				
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）				
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）				
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	8	2
			総合的な学習の時間の指導法		
			特別活動の指導法		
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）					
生徒指導の理論及び方法					
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	3	2	
		教職実践演習	2	2	
第六欄	大学が独自に設定する科目	専修 3 6 一種 1 2			
合計			専修 8 3 一種 5 9	一種免の単位を流用 1 4 二種免の単位を流用 1 2	

高等学校の教科に関する科目2-1

教科	教科に関する専門的事項	教科	教科に関する専門的事項	
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	書道	書道(書写を含む。)	
	国文学(国文学史を含む。)		書道史	
	漢文学		「書論、鑑賞」 「国文学、漢文学」	
地理 歴史	日本史	保健 体育	体育実技	
	外国史		「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	
	人文地理学・自然地理学		生理学(運動生理学を含む。)	
	地誌		衛生学・公衆衛生学	
公民	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	保健	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	
	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」		「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」	
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」		衛生学・公衆衛生学	
数学	代数学	保健	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	
	幾何学		「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」	
	解析学		看護学(成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。)	
	「確率論、統計学」		看護実習	
	コンピュータ		家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	
理科	物理学	看護	被服学(被服製作実習を含む。)	
	化学		食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	
	生物学		住居学(製図を含む。)	
	地学		保育学(実習及び家庭看護を含む。)	
	「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」		家庭電気・家庭機械・情報処理	
音楽	ソルフェージュ	情報	情報社会・情報倫理	
	声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)		コンピュータ・情報処理(実習を含む。)	
	器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)		情報システム(実習を含む。)	
	指揮法		情報通信ネットワーク(実習を含む。)	
	音楽理論・作曲法(編曲法を含む。)、音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)		マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。)	
美術	絵画(映像メディア表現を含む。)	農業	情報と職業	
	彫刻		農業の関係科目	
	デザイン(映像メディア表現を含む。)		職業指導	
	美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)		工業	工業の関係科目
				職業指導
工芸	図法・製図	商業	商業の関係科目	
	デザイン		職業指導	
	工芸制作(プロダクト制作を含む。)	水産	水産の関係科目	
	工芸理論・デザイン理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)		職業指導	
	商船	商船	商船の関係科目	
職業指導				

高等学校の教科に関する科目2-2

教科	教科に関する専門的事項	備考
福祉	社会福祉学(職業指導を含む。)	<p>備考</p> <p>1 教科に関する専門的事項は、一般的包括的内容を含むものでなければならない。</p> <p>2 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。</p> <p>3 「」内に示された事項は、当該事項の中から1以上ついて単位を修得すること。</p>
	高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	
	社会福祉援助技術	
	介護理論・介護技術	
	社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)	
	人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解 加齢に関する理解・障害に関する理解	
職業指導	職業指導	
	職業指導の技術	
	職業指導の運営管理	
英語	英語学	
	英語文学	
	英語コミュニケーション	
	異文化理解	
宗教	宗教学	
	宗教史	
	「教理学、哲学」	

⑤特別支援学校教諭の普通免許状（別表第1）

免許状の種類			※専修	一種	二種					
基礎資格	有することを必要とする学位		修士		学士					
	有することを必要とする免許状		小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状							
最低修得単位数	特別支援教育に関する科目	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	2	2			
		第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	8	1	8	1	4
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2		2		1	
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的、肢体又は病弱	1	4	1	4	1	2
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2		2		1	
		計			16	16	8			
		第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5		5		3	
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目						
		第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3		3		3	
		合計			50		26		16	

※ 専修免許状に係る合計単位数のうち、24単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

【基礎資格】

- 1 「修士の学位を有すること」に含むもの
 - (1) 専門職大学院の課程を修了し文部科学大臣の定める学位を有する場合
 - (2) 大学（短期大学を除く。）の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合
- 2 「学士の学位を有すること」に含むもの
 - (1) 専門職大学を卒業し文部科学大臣の定める学位を有する場合
 - (2) 文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合
- 3 「短期大学士の学位を有すること」に含むもの
 - (1) 専門職短期大学を卒業若しくは専門職大学の前期課程を修了し文部科学大臣の定める学位を有する場合
 - (2) 文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合
 - (3) 文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合

【最低修得単位数】

- 1 文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（認定課程）において修得するものとする。
- 2 『第一欄の科目』

特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
- 3 『第二欄の科目の単位』

特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域）について、それぞれのイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合

当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）』について合わせて8単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）以上（当該心理等に関する科目』に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目』に係る2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合

当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）
- 4 『第三欄の科目』

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他の障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。
- 5 『第四欄の科目』
 - (1) 当該教育実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含むものとする。
 - (2) 学校体験活動の単位を1単位まで含むことができる。
 - (3) 特別支援学校において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務成績証明書を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までの単位をもって、これに替えることができる。

⑥養護教諭の普通免許状（別表第2）

免許状の種類			専修	一種			二種			
基礎資格（有することを必要とする学位等）			修士	イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ	
最低修得単位数	第二欄	養護に関する科目	28	28	3	6	24			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	1以上の事項について 2以上		5		
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程							
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解							
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）							
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）							
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）									
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	6			3		
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）							
			生徒指導の理論及び方法							
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法										
第五欄	教育実践に関する科目	養護実習	5	5	2以上		4			
		教職実践演習	2	2			2			
第六欄	大学が独自に設定する科目		31	7			4			
合計			80	56	12	22	42			

【施行規則第66条の6に規定する科目の単位】

日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位を、大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする。

【基礎資格】

- 1 「修士の学位を有すること」に含むもの
 - (1) 専門職大学院の課程を修了し文部科学大臣の定める学位を有する場合
 - (2) 大学（短期大学を除く。）の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合。
- 2 「一種免許状の基礎資格」
 - (1) 一種免許状のイ…学士の学位を有すること（専門職大学を卒業し文部科学大臣の定める学位を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合をそれぞれ含む。）
 - (2) 一種免許状のロ…保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。
 - (3) 一種免許状のハ…保健師助産師看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学すること。
- 3 「二種免許状の基礎資格」
 - (1) 二種免許状のイ…短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること（専門職短期大学を卒業若しくは専門職大学の前期課程を修了し文部科学大臣の定める学位を有する場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有すること若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含む。）
 - (2) 二種免許状のロ…保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受けていること。
 - (3) 二種免許状のハ…保健師助産師看護師法第51条第1項の規定に該当すること又は同条第3項の規定により免許を受けていること。

【最低修得単位数】

- 1 文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために相当と認める課程（認定課程）において修得するものとする。
- 2 『養護に関する科目』については、次ページの表の定めるところによること。
- 3 『一種免許状のロ及びハの単位の修得方法』

『教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想』、『幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程』並びに『特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解』のうち一以上の科目並びに『養護実習』について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。
- 4 『養護実習』
 - (1) 養護実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含むものとする。
 - (2) 学校体験活動の単位を2単位まで含むことができる。
 - (3) 養護教諭、養護助教諭又は施行規則第69条の2に規定する職員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目』又は『教育実践に関する科目（養護実習を除く。）』の単位をもって、これに替えることができる。
- 5 『大学が独自に設定する科目』
 - (1) 専修免許状
 - ・ 専修免許状に係る『大学が独自に設定する科目』のうち24単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。
 - ・ 『養護に関する科目』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目』又は『教育実践に関する科目』を修得するものとする。
 - (2) 一種免許状
 - ・ 『養護に関する科目』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指

導、教育相談等に関する科目』、『教育実践に関する科目』又は大学が加えるこれらに準ずる科目を修得するものとする。

養 護 に 関 す る 科 目

免許状の種類	養護に関する科目	最低修得単位数									
		衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)	学校保健	養護概説	栄養学(食品学を含む。)	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	解剖学・生理学	「微生物学、免疫学、薬理概論」	精神保健	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	計
専修		4	2	2	2	2	2	2	2	10	28
一 種	イ	4	2	2	2	2	2	2	2	10	28
	ロ	合わせて3単位以上									4
	ハ	2	合わせて2単位以上		2						12
二 種	イ	2	1	1	2	2	2	2	2	10	24
	ロ										
	ハ										

【単位流用】

免許状の種類		専修	一種			流用	二種			流用	
基礎資格（有することを必要とする学位等）		修士	イ	ロ	ハ		イ	ロ	ハ		
最低修得単位数	第二欄	養護に関する科目	2 8	2 8	3	6		2 4			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	1以上の事項について 2以上		※1 6	5		※1 4
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程								
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解								
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）								
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）								
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）										
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	6			※1 2	3		※1 2
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）								
			生徒指導の理論及び方法								
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法											
第五欄	教育実践に関する科目	養護実習	5	5	2以上		4				
		教職実践演習	2	2			2				
第六欄	大学が独自に設定する科目	3 1	7				4				
合計		8 0	5 6	1 2	2 2	※1 8 ※2 1 4	4 2			※1 6 ※2 8	

- ※1 『教育の基礎的理解に関する科目』にあつては6単位（二種免許状の場合は4単位）まで、『道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目』にあつては2単位まで、**幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合**のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
- ※2 『教育の基礎的理解に関する科目』にあつては6単位（二種免許状の場合は4単位）まで、『道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目』にあつては8単位（二種免許状の場合は4単位）まで、**栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合**のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

⑦栄養教諭の普通免許状（別表第2の2）

免許状の種類			専修	一種	二種	
基礎資格		有することを必要とする学位	修士	学士	短期大学士	
		有することを必要とする免許	管理栄養士	管理栄養士	栄養士	
最低 修得 単 位 数	第二欄	栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4	4	2
			幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項			
			食生活に関する歴史的及び文化的事項			
			食に関する指導の方法に関する事項			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	5
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）					
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	6	3	
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）				
		生徒指導の理論及び方法				
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
第五欄	教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	2	2	
		教職実践演習	2	2	2	
第六欄	大学が独自に設定する科目	24	0	0		
合計			46	22	14	

【施行規則第66条の6に規定する科目の単位】

日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位を、大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする。

【基礎資格】

- 1 「修士の学位を有すること」に含むもの
 - (1) 専門職大学院の課程を修了し文部科学大臣の定める学位を有する場合
 - (2) 大学（短期大学を除く。）の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合
- 2 「学士の学位を有すること」に含むもの
 - (1) 専門職大学を卒業し文部科学大臣の定める学位を有する場合
 - (2) 文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合
- 3 「短期大学士の学位を有すること」に含むもの
 - (1) 専門職短期大学を卒業若しくは専門職大学の前期課程を修了し文部科学大臣の定める学位を有する場合
 - (2) 文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合
 - (3) 文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合
- 4 一種免許状の基礎資格「管理栄養士の免許を受けていること」に含むもの
栄養士法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士の免許を受けている場合

【最低修得単位数】

- 1 文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために相当と認める課程（認定課程）において修得したものと
する。
- 2 『栄養教育実習』の単位数には、栄養教育実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含むものとする。
- 3 『大学が独自に設定する科目』
 - (1) 『栄養に係る教育に関する科目』若しくは大学が加えるこれらに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）別表第1に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は『養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目』等のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。
 - (2) 専修免許状に係る『大学が独自に設定する科目』については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

【単位流用】

免許状の種類			専修	一種	流用	二種	流用			
基礎資格	有することを必要とする学位		修士	学士		短期大学士				
	有することを必要とする免許		管理栄養士	管理栄養士		栄養士				
最低修得単位数	第二欄	栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4	4		2			
			幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項							
			食生活に関する歴史的及び文化的事項							
			食に関する指導の方法に関する事項							
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8		5			
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）							
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）						※1 6	※1 4
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程						※2 6	※2 4
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解							
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）									
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	6		3			
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）						※1 2	※1 2
			生徒指導の理論及び方法						※2 8	※2 4
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法							
	第五欄	教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	2		2			
教職実践演習			2	2		2				
第六欄	大学が独自に設定する科目		2 4	0		0				
合計			4 6	2 2	※1 8 ※2 1 4	1 4	※1 6 ※2 8			

※1 『教育の基礎的理解に関する科目』にあつては6単位（二種免許状の場合は4単位）まで、『道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目』にあつては2単位まで、**幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合**のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

※2 『教育の基礎的理解に関する科目』にあつては6単位（二種免許状の場合は4単位）まで、『道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目』にあつては8単位（二種免許状の場合は4単位）まで、**養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合**のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。